

明治大学人権委員会規程

1999年6月21日制定

1999年度規程第4号

(目的及び設置)

第1条 教育・研究活動をはじめとする本学すべての諸活動が、あらゆる多様性を受容し、人権尊重の精神の下に適正かつ平等に運営されることを目的として、明治大学人権委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本学における人権侵害、差別、偏見等を防止するための諸施策（以下「人権諸施策」という。）の立案
- (2) 本学における人権尊重を啓発する教育活動の実施
- (3) 学内各機関・部署における人権諸施策の点検及び助言
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 理事長が指名する理事 | 2名 |
| (2) 学長が指名する副学長 | 1名 |
| (3) 教務部長及び学生部長 | 2名 |
| (4) 教務部長が指名する副教務部長 | 1名 |
| (5) 学生部長が指名する副学生部長 | 1名 |
| (6) 学生相談員長 | 1名 |
| (7) 学長が指名する学長室専門員 | 1名 |
| (8) 教学企画部長、教務事務部長、学生支援部長、経営企画部長、総務部長及び人事部長 | 6名 |
| (9) 学長が指名する専任教員 | 若干名 |
| (10) 高等学校長兼中学校長が指名する教諭 | 1名 |
| (11) 総務担当常勤理事が指名する専任職員 | 若干名 |
| (12) 理事長又は学長が推薦する学識経験者 | 若干名 |

2 委員会に、委員会顧問を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は第3条第1項第1号の委員の互選により選任し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 人権教育・啓発専門委員会

(2) その他委員会が必要と認めた専門委員会

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課が行い、教務事務部教務事務室、教学企画部教学企画事務室、学生支援部学生支援事務室及び人事部人事課がこれに協力するものとする。

(雑則)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、委員長が委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則 (1999年度規程第4号)

この規程は、1999年(平成11年)6月22日から施行する。

(通達第1006号)

附 則 (2002年度規程第22号)

この規程は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(通達第1207号)(注 事務機構改善による事務管理職委員及び事務協力部署の名称変更に伴う改正)

附 則（２００４年度規程第４号）

この規程は、２００４年（平成１６年）７月２１日から施行する。

（通達第１３０９号）（注 委員会に係る任務の変更に伴う改正）

附 則（２００５年度規程第２５号）

この規程は、２００６年（平成１８年）４月１日から施行する。

（通達第１４３９号）（注 学内の人権及びハラスメント問題に対処する組織を統合することに伴う改正）

附 則（２００７年度規程第４９号）

この規程は、２００７年（平成１９年）１２月６日から施行する。

（通達第１６２１号）（注 事務機構改革の実施による委員の事務管理職名及び事務部署名の変更に伴う改正）

附 則（２００８年度規程第９号）

この規程は、２００８年（平成２０年）６月５日から施行し、改正後の規定は、同年４月１日から適用する。

（通達第１７００号）（注 二部教務部長の廃止による委員構成等の変更に伴う改正）

附 則（２００８年度規程第４１号）

この規程は、２００８年（平成２０年）１２月４日から施行し、改正後の規定は、同年９月１６日から適用する。

（通達第１７５７号）（注 事務機構第一次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２００９年度規程第７号）

この規程は、２００９年（平成２１年）６月１０日から施行し、改正後の規定は、同年４月２２日から適用する。

（通達第１８０７号）（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附 則（２０１９年度規程第１２号）

（施行期日）

１ この規程は、２０１９年１１月１４日から施行する。

（委員の任期の特例）

２ 改正後の第３条第１項第２号及び第４号の規定による委員の任期は、第４条第１項本文の規定にかかわらず、２０２０年３月３１日までとする。

（通達第２６６３号）（注 目的、任務、委員及び事務の追加等に伴う改正）

附 則（２０２０年度規程第３４号）

この規程は、２０２１年４月１日から施行する。

（通達第２７６７号）（注 キャンパス・ハラスメント調査委員会の設置に伴う改正）

附 則（２０２３年度規程第３９号）

この規程は、２０２４年４月１日から施行する。

(通達第2986号)(注 明治大学キャンパス・ハラスメント調査委員会に関する規程の
制定にあたっての用語整理に伴う改正)

附 則 (2026年度規程第13号)

この規程は、2026年10月1日から施行する。

(通達第3251号)(注 キャンパス・ハラスメント対策委員会の独立並びにキャンパ
ス・ハラスメント調査委員会に係る規定の削除に伴う改正)